

令和7年9月26日 教育福祉委員会

開会 午後 0時54分

○書記（横山君） 互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立願います。相互に礼。

〔起立・礼〕

○書記（横山君） ご着席ください。

初めに、委員長から、ご挨拶をお願いします。

○委員長（西下敦基君） 改めまして、こんにちは。

午後もまだ本会議がありますので、早速進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願  
いいたします。

以上です。

○書記（横山君） ありがとうございました。

それでは、これより先の進行につきましては、西下委員長お願いたします。

○委員長（西下敦基君） ただいまの出席委員数は8人です。

菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、教育福祉委員会  
を開会いたします。

本委員会に付託されました議案第70号 菊川市立学校施設使用条例の一部改正について議  
題とします。それでは、質疑を行います。

事前通知、一応前のものを転用させてもらいましたので、それから質疑をしていきたいと  
思います。

1つ目がちょっと使用料見直しの考え方と概要についてというのを議場で先ほどされたの  
で、これは省略させていただいて、2番目の松永委員からの質疑からお願いします。松永委  
員。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。部活動の地域展開に与える影響はないか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。

ご指摘のとおり、今回の体育施設使用料の改定が部活動の地域展開に伴う地域クラブや受  
皿となる団体の活動に与える影響については、十分に配慮すべき重要な課題であることは認  
識しております。

特に、施設使用料の値上げが地域で子どもたちの活動を支える団体の負担となり、結果として部活動の地域展開の妨げとならないよう、今後も慎重に対応してまいります。

そのため、市としましては、部活動の地域展開が円滑に進むよう、関係団体との連携を図るとともに、菊川市部活動未来の在り方検討会において、使用料負担への支援策も含めた各種課題の検討を進めております。

引き続き、子どもたちが安心して継続的に活動できる環境づくりに努めてまいります。

今回の使用料改定が地域クラブや受皿となる団体の活動に与える影響については、十分に配慮が必要であると認識しております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。松永委員。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。これから慎重に支援策等も考えていくという答弁をいただきましたが、具体的には、このような形で部活動の利用に関しては少し補助が出たりとか、サービスをするとかということは考えられていないということでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求める。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

答弁にちょっと触れさせていただきますが、やはり少しは負担軽減をしていくべきではないかという意見はあります。ただ、今、在り方検討会のほうでまた十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連で質疑ございますか。織部委員。

○13番（織部光男君） 今の質問は非常に重要で、慎重に検討すると言うんですけど、具体的には補助金を出すしかないと思うんですね。

今以上のものについて、今度の値上がり分について、部活動関連については出していくということしか方法はないと思うんですけど、ほかにも何か考えられるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求める。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

今、織部委員が言われたように、助成とか補助という考え方もあると思います。

あとは、使用料の減免措置みたいなところを考えていかなければいけないと思っておりま

すが、まだ決定はしておりません。認識はしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

ほかに関連で質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですね。

すみません、3番目のところも、松永委員からお願ひします。どうぞ。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。値上げによる地域住民のスポーツ離れには影響ないか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。

今回の改定は、施設の運用にかかる経費を基に、利用者の方にも一定のご負担をお願いする受益者負担の考え方に基づき見直しを行ったものでございます。

一方で、市民の皆さまが引き続き身近にスポーツに親しみ、健康づくりや地域コミュニティの維持に資することができるよう、市内利用者の使用料については基準単価を抑えた設定としており、多くの施設で利用しやすい料金水準となるよう配慮しております。

また、実際の料金改定に当たりましては、現行料金との乖離を踏まえ、原則として改定後の使用料が1.5倍以内となるよう段階的に調整をしており、急激な負担増とならないよう十分配慮した上で、改定を実施しているところでございます。

引き続き、市民の皆さまにとって利用しやすく、持続可能な施設運営が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。松永委員。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。例えばトリムバレーであったりだとか、部活動とは関係なく、夜、保護者たちが集って、子どもたちのために夜間部活という形で学校とはまた別に行ったりすることがあるんですけども、そういうところの影響がちょっと及ぶのではないかなど私は懸念をされるんですが、そこまで懸念はされないという認識ですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。

今、松永委員が言われたのが、お子様と保護者が一緒になってやる場合ということですよ

ね。

○3番（松永晴香君） も、そうですし、保護者が借りて、子どもたちの夜の部活、夜間部活という形で特別に。

○社会教育課長（西川多摩美君） 今、部活動で地域認定みたいにしている部活動であれば、減免とかもこれから考えていこうかなと思っております。ただ、ご近所さんで集まってやる分については、今のところは一般料金と同じような形で調整をさせていただきたいなと考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今の質問の過去の実績というのは電算で決めているから把握はできていますよね、できていないんでしょうか、できているんでしょうか。ちょっとまずそれを。

○委員長（西下敦基君） 利用実績のデータはあるかどうかということで、データはあると思いますので、ただ、それはいきなり言われてもすぐに出ないと思いますので。

○13番（織部光男君） それはいい、あるかないか。

○委員長（西下敦基君） あるかないかということで、答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

データはございます。何%、小学校平均利用率とかいうのは、一覧表でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、結局いろんな卓球ですか、いろんな種目があると思うんですよね、バドミントンもそうでしょう。

今度の値上げによって、そういう実績が低下するのかどうか、これからもそのことは続けていかれますよね、その確認だけ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。

当然のことながら、その利用実績については今後ちゃんと記録をしておきます。

○13番（織部光男君） はい、結構です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目の質疑、私のほうからさせてもらいます。ほかでもさせてもらっているんですけど。

各施設の年間経費の金額は。料金改定前と改定後の回収率または年間収入額は。今後、空調設備設置がなされた体育館の使用料についての見解はということで、答弁を求めます。

答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長です。

学校施設に関しましては、光熱水費等の経費が学校全体で一括管理されており、体育館ごとの一般開放分の経費を個別に算出することが困難な状況であることから、回収率の算出も現時点ではできない状況でございます。

一方で、収入額については、各施設の年間収入額に今回の料金改定による上昇率を掛けた単純な試算に基づくものでございますが、年間約231万597円から約346万5,896円へ増加する見込みでございます。

また、今後、体育館に空調設備が設置された場合の使用料については、現在のところ、具体的な利用料金は未定でございますが、既に空調設備を導入する堀之内体育館の料金体系と整合を図るとともに、先進地の事例を参考にしながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

ちょっと確認で、年間収入額のところで231万から340万円、それが金額で、その分上がるというわけではないですよね。その金額になるということですね。

○社会教育課長（西川多摩美君） なるということです。

○委員長（西下敦基君） あともう一つがちょっと空調のことで、堀之内と併せて、一応また考えていくということで、そのときにまた新しく条例が改定のものが出てくるという見解でいいのかお伺いします。

西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

当然、空調を使うときに料金が発生する場合は条例で定めなきやいけないということですので、そのときはまた条例改正をお願いするものでございます。

○委員長（西下敦基君） 私からは以上です。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、5番目のところで、私からで、使用料改定に当たりどのように周知を行っていくのかをお伺いします。

答弁を求める。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

広報紙や市のホームページに掲載するほか、施設を継続的にご利用していただいている利用団体などには利用料一覧表など、資料を直接配布するなど、できるだけ分かりやすく、丁寧にお伝えできるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 特に利用団体の方にはやはり配慮していただければと思います。

私からは以上ですが、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、全体を通して質疑のある方、お願ひします。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） 運動場についてですが、その料金設定の根拠がちょっと分からないんですが、今回、区分を変えるだけで改定はしていないようですけども、市外者の970円の根拠とか、あるいは夜間照明施設の830円とかの根拠、ちょっと事前通告がなくて申し訳ないんですけど、以前の見直しについての資料を見ても、先ほど説明があったように、学校の施設については基準単価というのが算出できないということだと思うんですけど、なので、屋内体育館についてはほかの体育館と統一したということですけど、運動場について、もし分かればお願ひします。あるいは今回改定しなかったという理由もお願ひします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求める。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。

今、当時の算出根拠の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、お答えできないんですが。

○委員長（西下敦基君） ちょっと今は資料が出てこないので、後日でもよろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 後日だと本当は困るんですけど。私としては出しようがないのかなというふうに判断をさせてもらいますけど、出しようがないというか、当時としては計算したんだろうけど、今回についてはちょっと出しようがないというか、ちょっと半分討論になりましたが、学校の施設なのでなかなかこれ出すことが難しいだろうなということをちょっと思いました。無理ならちょっとやむを得ないとは。

○委員長（西下敦基君） 何となく運動場って別に設備費用すごくかかるわけでもない

し、電気代もかかるわけでもないのかなというちょっと感覚は私は思ったので、ほかはどんどん老朽化していくのかなと思ったんですけど、その程度の差かなとは思ったので、もしお答えが無理してもしようがないかなとは思うんですけど。

○5番（奥野寿夫君） でも調整するからには根拠があるんだろうなとちょっと思ったんです。夜間照明施設も公園によって随分違うんですよね。これはやっぱり設備の違いかなと思うんですけども。

○委員長（西下敦基君） そうしたら……。

○5番（奥野寿夫君） 答え、ちょっと難しい。今日は難しいということですね。

○14番（小林博文君） そこを聞きたかったんだよな。

○5番（奥野寿夫君） 当初に出ていれば。

○14番（小林博文君） 質問の仕方が。

○委員長（西下敦基君） 質問の仕方を変えて、ちょっと似たようなことを聞きたいということでおよろしい。

○14番（小林博文君） いいですか。

○委員長（西下敦基君） はい。

○14番（小林博文君） 14番です。今の奥野委員のあったとおり、施設、屋外運動場に關してもそうなんんですけど、照明設備についても、今回、小学校2つについては、値上げはしていませんよね。

全協で値上げの理由をいろいろ聞いていく中で、グラウンドなどの照明設備は電気代の高騰とかということもうたわっていたんですけど、ここでは上げていない。なおかつ体育館なんかは、ほかのに準じたというところを見て、差額を合わせているというところを見ても上げないという理由が、今あった値段設定がある上は何かしらの値段設定する、当初には基準があったと思うんです。それにプラス何%というのが言えないから上げられないということになると、電気代なんかはある程度入ってくると思うんだけど、どういう基準で上げるところと上げないところをつくったかというところに整合性が取れなくなると思うんです。

要は、小菊荘のグラウンドは照明、電気代高くなつたから上げるけど、グラウンドは計算できないから上げないというのはちょっと矛盾が生じるなと思ったので、そこの上げない根拠が示してほしいなと思ったんです。そこがちょっと納得できる何か理由があれば教えていただきたいです。

○5番（奥野寿夫君） 根拠がないんだったら、金額の設定自体が根拠がないということなん

ですよね。

○委員長（西下敦基君） でも、値上げはしていないから、市民にとって賛成するということになる。

○5番（奥野寿夫君） 無料でもいいかもしないですね。

○9番（須藤有紀君） 結構かかりますけどね、30万ぐらい。

○委員長（西下敦基君） 学校施設の学校からの経費になっているので。

○5番（奥野寿夫君） 北小だけあるんですよね。

○委員長（西下敦基君） そうですね。

○16番（山下 修君） 北小ないですか。

○9番（須藤有紀君） 北小はありますよ。

○14番（小林博文君） 北小と内田は夜間照明ある。あるところしか貸さない、夜。

○9番（須藤有紀君） 北小はたまに野球をやっていますよね。おじ様たちが。

○9番（須藤有紀君） この表分かりにくいでよ。

○16番（山下 修君） あまりに分かりづらいと思うんだけど。

○5番（奥野寿夫君） 採決できないかもしない。

○14番（小林博文君） 体育館はほかのに準じて上げたのに、何で上げない理由がよく見えない。

○委員長（西下敦基君） それ一旦置いといて、ほかのところで質疑があるということによろしいですか。

○14番（小林博文君） もう一個も紛糾しそうな質疑がある。質問したいんだけど。

○委員長（西下敦基君） ちょっと簡単な。

○9番（須藤有紀君） 簡単ではないかもしない。優しいかどうかはちょっとこの判断……。

○5番（奥野寿夫君） 和田公園なんか499円。

○14番（小林博文君） いいじゃない、答えられのを先に答え聞いといったほうがいいんじやない。

○1番（本田高一君） よく分からぬですが、私もいいですか。

○委員長（西下敦基君） ちょっと。

○1番（本田高一君） 今の件で。

○委員長（西下敦基君） 今渋滞しているので。

- 5番（奥野寿夫君） 3 照明施設というのは、教育活動では使われない。
- 3番（松永晴香君） 使わない。
- 5番（奥野寿夫君） 学校としてはということ。
- 1番（本田高一君） 公園だと予算の関係で。学校って結局、自治体じゃないと駄目ですけども、学校の運営費の中で、そういう皆さんの出どころが関係あるのかなという感じがするんですけども。
- 5番（奥野寿夫君） ナイター設備も学校の予算じゃない。
- 5番（奥野寿夫君） 他設備は。それは多分学校じゃないと思います。
- 3番（松永晴香君） ナイター設備は内田小学校と北小学校です。
- 1番（本田高一君） 学校はナイター使わないものですから。
- 3番（松永晴香君） スポ小とかそういう。
- 1番（本田高一君） グラウンドだけだとやっぱり土の入替えとかやらないといけないけど、大体、学校運営費という予算は。
- 5番（奥野寿夫君） グラウンドはそうなんですけど、学校の教育活動の使って、体育館もそうですけど。
- 1番（本田高一君） 照明は違うんじゃないかなと思うんですけどね。
- 14番（小林博文君） ちょっとすぐ答えが出ないのが不思議。  
要は、みんな理由をちゃんと上げているんだけど、上げていない理由があるはずと思うんだけど、上げ忘れたというふうにしか見えなくなっちゃうんだけど、そうしないとほかのと整合性が取れなくなっちゃうんだけど。
- 5番（奥野寿夫君） 小林さんと同じですけど。
- 14番（小林博文君） ですよね。  
これ何で上げないんだろうという疑問が出ちゃうんで、じゃあ、上げるほうに賛成ですよ。
- 5番（奥野寿夫君） 根拠がないなら、見直してもらいたいです、料金。
- 14番（小林博文君） 考えられるのは照明設備も電気料の規模で分電盤などのぐらい持っているか、料金はあまりかからない。校舎と一体の電気料としての扱いしているとそんなに料金かからないから、明らかに20超えない僕は勝手に思って、その答えを待っていたんだけど、答えが出てこないから。
- 委員長（西下敦基君） 照明の値段は上がっていないよね。
- 委員長（西下敦基君） 上がった。

- 委員長（西下敦基君） 照明の値段は上がっている、上がっていない。
- 5番（奥野寿夫君） 実質上がっていない。30分を1時間にした。
- 5番（奥野寿夫君） バレーコートとかは上がっているけど。
- 14番（小林博文君） 小菊荘も運動、菊川公園も照明の値段上げてあるんですけど、ここだけ。
- 委員長（西下敦基君） 照明だけ上がっていないのと、あと無料と市外は上がっていないです。
- 5番（奥野寿夫君） 上がっていないです。
- 14番（小林博文君） 料金は上がっているの、1時間当たり。
- 16番（山下 修君） お金で払うわけ。
- 16番（山下 修君） コインを買って、ぽちょんと入れる。
- 14番（小林博文君） コインを買うときにお金で払う。
- 16番（山下 修君） ということだよね。
- 3番（松永晴香君） 何かコインを買って入れて。
- 5番（奥野寿夫君） コインを買う。それは教育委員会、社会教育課。
- 16番（山下 修君） そのときと同じ方式になっちゃうわけですよね。
- 5番（奥野寿夫君） 申し込んで、使用料払うとコインをもらうという訳ですね。
- 16番（山下 修君） 小菊荘もそう。
- 5番（奥野寿夫君） このちょんちょんもこれに合わせるということ。
- 3番（松永晴香君） 220円。
- 5番（奥野寿夫君） 1名1時間で、3時間で。
- 3番（松永晴香君） 私、よく分からなくなってきた。
- 5番（奥野寿夫君） 3時間だと720円。違うな。
- 5番（奥野寿夫君） 4時間。
- 委員長（西下敦基君） 体育館は160円から240円、時間単位上がっているというのはここに書いてあるけど、照明のほうは上がってなくて、あと市外利用者も上がっていないと、市内はもともとただなので。
- 3番（松永晴香君） どういうこと。
- 5番（奥野寿夫君） ちょっと違うけど4時間で240掛ける4で960、だけどこっちは970で端数が。

- 委員長（西下敦基君） 消費税。
- 5番（奥野寿夫君） 消費税ですか。
- 3番（松永晴香君） 消費税。
- 委員長（西下敦基君） 端数は端数でもらう。
- 5番（奥野寿夫君） 1時間当たり。
- 5番（奥野寿夫君） 前からそうだったけど、実は気が付かなかったということ。
- 委員長（西下敦基君） 別に経費かかっていないから上げないということで、照明とかは年々上がっているから。
- 9番（須藤有紀君） 1時間だけ利用したい団体がいて、その後1時間使いたい、2団体から1団体だけこの後全部上げちゃうとか。
- 5番（奥野寿夫君） 根拠にしていた基本方針と合わなくなるんですね。値上げしないでもこれはいい。
- 16番（山下修君） 北小の照明だけの話でいいよ。
- 14番（小林博文君） 北と内田のね。
- 16番（山下修君） 内田も使っているの。
- 3番（松永晴香君） 内田も一応夜間照明はあります。
- 16番（山下修君） その照明だけの話でいい。
- 14番（小林博文君） 照明の料金が上がっていなくて、グラウンドも含めてなんだけど。グラウンドは市外無料だから、グラウンド市内970円が970円と上がっていないんだけど、今までの説明だとほかが上げているから準じて上げますと言っているんだけど、ここだけ上げていないんですよ。だから、その理由があるはずなので教えてくださいということなんです。
- 委員長（西下敦基君） ここだけ使う子どもたちに配慮してましたって、まだそこは理由が。
- 3番（松永晴香君） 部活動の地域展開を見通して。
- 9番（須藤有紀君） そうですね。
- 13番（織部光男君） 議事進行してよ。
- 委員長（西下敦基君） 回答が出ないので、勝手に進めるわけにはいかないんですよ。
- 13番（織部光男君） 出せる状態じゃないじゃん。
- 委員長（西下敦基君） これどうするのかな。事務局に聞かないと分からない。
- 14番（小林博文君） そっち出てこないですよ。こっちじゃないと。全協で説明したのは学校施設も入っていないから。

今、新規を見ると、無料、970円。

○委員長（西下敦基君） 休憩入れて……。

○14番（小林博文君） 830円、30分で830円。

○14番（小林博文君） 全員協議会で7月だったか。

○14番（小林博文君） ここで1時間と書いてあるんだけど、1660円上げていないんですよ。

だけど、体育館のほうは準じてあげましたって。理由があるはずなんだけど。

○委員長（西下敦基君） 一回暫時休憩して、執行部にちょっと調べてもらってから、調べ次第ということで、ちょっとお待ちください。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時33分

○委員長（西下敦基君） すみません。休憩を閉じて、再開をさせていただきます。

ということで、回答をよろしいでしょうか。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。まず、グラウンドの使用料のほうですけれども、グラウンドにつきましては、今回対象になっているのが、小学校のグラウンドでございます。グラウンドの管理については、一般開放という部分での管理もありますが、学校施設としての管理がなされていて、同じようなところになりますので、その部分で一般開放に係る部分の経費が、今回値上げの対象となるような経費ではないというところで、今回見直しをしている中で全部が全部値上げをしているわけではないので、そういった観点から、グラウンドの使用料については、値上げしていないというところになります。

照明の使用料でございます。照明施設の使用料についても、先ほど答弁させていただいたように、学校施設の中の一部という中で、学校の経費として見ている部分が大きくあります、こちらの一般開放部分についても、電気料の値上げ等という部分はあるんですけども、学校の経費としては見ている部分があるというようなところで、ちょっと今回は値上げの対象からは外させて対象としなかったというような、そういうような、すみません、考えを持ってございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁がありましたら、再質疑は小林さんからでいいですか。という

か奥野さんから、2人からでいいですか。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） どう質問していいか分かんないですけども、原価計算は結局できないということであるし、根拠というのが、そもそも値上げと対象にならないという、計算した結果そうなったというのか、そのところがちょっと今お話を聞いてよく分からんんですけど。

○委員長（西下敦基君） 確認をしたいということで答弁を求める。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。すみません、こここの部分については、すみません、具体的な原価計算というようなことは、ちょっとやっていないような状況でございます。

今、先ほど申し上げたような事情によりまして、こここのところは値上げの対象としなかったということになります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。学校のほうで経費を持っていて、こちらではそんなにかかっていないという考え方で、料金が上がらないレベルぐらいの経費ではないかということで、多分値上げがされなかつたという解釈なのかなと思います。これに関して何か。

○5番（奥野寿夫君） 2点ですけども、1つは、そうするとこの料金の設定 자체、根拠が今乏しいというふうにも取られるということが1点と、学校の経費に含まれるということであれば、この後の屋内運動場についても学校の経費に含まれているものですから、ここについても値上げが本当に必要なかとちょっと思いました。

以上、感想として。

○委員長（西下敦基君） 感想でよろしい、質疑じゃなくてよろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○委員長（西下敦基君） これに関連して質疑がなければ、本田さん、ここに関係することを聞きたかったんですか。違うところ。

○1番（本田高一君） 違うところ、いいです。

○委員長（西下敦基君） 違うところでしたら、先に須藤さんから、委員からお願いします。須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。小林さんはいいですか、関連。

○14番（小林博文君） いいです。

○9番（須藤有紀君） ごめんなさい。9番 須藤です。改正後、多分、議案取り下げ前は、

「ただし夜間照明室の使用は1時間30分以上照明を使用する場合に限る」というのが入った状態だったと思うんですけど、今回再度取り下げてもう一度出直したときに、この「ただし」が消えたという、それはこの表で詳しく書き直してくださったので、理解しやすくなつたからというふうにさつき議場でお伺いしたように思うんですけど、改めて確認で、これ1時間だけ使いたいという利用者が出てきた場合、どういう対応になるんでしょうか。それも利用可能になるんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。改正前に、夜間照明を1時間以上使用する場合に限ると、ただし書きが設けられた理由については、当時の記録等が残っていないので、明確な理由は把握ができません。ただし、近年の施設の利用状況や運営状況を踏まえまして、より柔軟で分かりやすい制度とする必要があると判断しまして、今回の条例改正については、夜間照明の使用については、1時間単位で徴収をする形に見直しをしました。

一方で、運動場の貸出しについては、一部6時半から9時半までの3時間を1単位と貸し出しすることを継続をしております。ですので、貸出しについては、1時間、時間を分割して貸出しあは行いません。また、夜間の安全性等の確保を管理しながら、夜間の運動場の使用料は、夜間照明とセット料金を支出する運用も引き続き継続をしていきます。

ですので、例えば雨が降ったりした場合には、初め使っていて雨が降った場合には、結果1時間単位になることもあるかと思います。ですが、運動場とセットですので、一応3時間で使っていただくというのは大前提でございます。ただ、それで結果的に雨が降ったりとか、集合時間が遅くなったりして、そこで照明を1時間とか使用する場合には仕方ないと思っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますとちょっと確認なんんですけど、例えば北小の運動場を6時半から7時半までナイター込みで使いたいという団体がいて、その後、8時から9時半まで別団体が使用したいという希望された場合は、2団体には許可が出せず、最初の1団体のみ貸出対象になるということでよろしいですかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。今、須藤議員がおっしゃられ

たように、区画の3時間で1団体しか貸し出さないんですから、最初の団体に貸出しになるということでございます。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、よろしいですか。ほかに質疑、関連があれば。まず関連の小林委員。

○14番（小林博文君） そこを僕が聞きたかったところなんですけど、それをどういう運営上しているのか。誰が判断しているのか。1時間でしたよっていうのを、本来の委員会の質問の性善説に基づいて、申告制でやっていますっていうことなのか。ちゃんと1時間というのを誰かが見ていて、別にそれは1時間というのはもう仕方がないということなのかというのをちょっと教えてください。今までの運用を含めてですけど。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。先ほどの貸出しは3時間で貸し出します。ナイターにつきましては、ポイント制というのがありますと、1時間使うと、1時間単位で販売をしています。ですので、そこで例えば2時間分を料金として買っていた場合に、番号を押して、1時間45分であれば単価的に15分の残高が残るようになっておりますので、料金はそこで確認は取れています。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。小林委員。

○14番（小林博文君） 確認、確認になりますけども、要はプリペイドカードみたいなもので、使った部分だけ減るというような考え方でよろしいですかね。それで管理しているということですね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○社会教育課長（西川多摩美君） 社会教育課長でございます。今、小林議員が言わされたように、ポイント制というか、例えばプリペイドカード、カードではないんですけど番号がそういうカードというようになっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに、関連質疑。

○14番（小林博文君） ちょっと。

○委員長（西下敦基君） では小林委員。

○14番（小林博文君） ほかの照明設備と同等のやり方なのか。はたまたそのカード自体が共通で、今言った北小でも使えるし、小菊荘でも使えるのかとか、ちょっとそこを確認したいです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） スポーツ振興係長です。今のお話ですけども、各それぞれの施設ごとのポイントを付与するものですから、じゃあ、内田小学校のものを北小でというのは、そういういった利用方法はできません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ござりますか。

○14番（小林博文君） 分かりました。大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連あれば、なければ違うところであれば。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） そもそもなんですけど、こういう体育館は雨とか暗いときに照明を使うかと思うんですけど、夜間照明って学校教育であまり使う場面がないと思うんですけど、これは、やっぱ学校の施設として、文科省のほうで認められて設置されたものなのか、ちょっとその辺確認したいんですけど。あるいは社会体育施設ということでつけたのか。

○委員長（西下敦基君） ちょっとこの中の議案から外れてくると思いますが、それはちょっとまた担当課に聞いてもらっていいですか。

○5番（奥野寿夫君） というのはですね、この夜間照明施設の原価計算ということで、根拠はですけども、学校の施設として設置されたものでいいかどうか、一応確認です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 教育文化部長です。照明施設については、学校の教育活動の中では、一応暗いからってつけることはありませんので、社会教育施設としての一般開放をするために、設置された施設であるというふうに思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ござりますか。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、奥野んですけど、これも確認ですけども、ただ電気料はもう学校の施設内なので、一括して払っているよということですね。で、分かりました。いいです。

○委員長（西下敦基君） いいですか。ほかにあれば。織部委員。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、この施設利用には、あくまでも団体登録が

必要ですよね。今、その団体数分かります。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） スポーツ振興係長です。大変申し訳ないですが、今、すみません、登録団体数の、すみません、資料をちょっと持ち合わせていないものですから、確認はすることはできます。

以上です。

○13番（織部光男君） ざっとでいいので。

○委員長（西下敦基君） おおむね何団体ぐらいかっていうのが、10、20……。

○13番（織部光男君） それも分からん。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） すみません。体育館とグラウンド、一緒に登録になっていますので、すみません、ちょっと……はい。

○13番（織部光男君） 体育館とグラウンドと。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） グラウンドと、学校施設という形での登録をさせていただいているので、中学校まで入れてということになりますが、すみません、また、もしあれでしたら資料の提出の検討をさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 織部委員。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。その登録名簿には、年齢まで載っていますか。

[「年齢。個人の。団体で登録するんじゃないの」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○社会教育課主幹兼スポーツ振興係長（山田英人君） スポーツ振興係長です。一応登録名簿につきましては、名前と市内、市外と、あと年齢も一応ご記入していただいております。  
以上です。

○13番（織部光男君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか。そろそろよろしいですか、質疑は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は一時退席となります。

時間がないので、どんどん進めていいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議

案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は举手の上、発言をお願いします。

この後、議事録をこれでつくるべきやいけないので、極力簡素な発言をお願いしたいと思います。はい。ということで、簡単に。小林委員。

○14番（小林博文君） まず、屋外側のほうなんですけども、私の思いとしては、ほかの小学校は夜間の照明がないところはお金を動かさないんだけど、夜間があるだけのところを上げるっていうのもちょっと不公平が出るのかなと思って、ここ上げなかつたっていうのもあるのかなと思ったんですけども、そして電気料も今言った、全部設備の中でやっぱり一括で払っているんで、出せないっていうところだったというように思うんですけども、その辺はちょっと、その辺の答えを想定して質問したんだけど、なかなかちょっと出なかつたのもびっくりなんですけど。

もう一個は、体育館のほうについては、今言ったとおりの形で値上げをしていくということで、やむを得ないようなんですけども、この書き方が分かりにくいたったのは、ちょっと最後に質問したんですけど、ああいうプリペイドのカード制で料金設定しているんで、そういうのを聞くと、あ、1時間単位とか何十分使ったかっていうのが理解できるんですけど、条例から読み取れないとこれ多分、下の要綱とかで出でくればいいんですけど、見たら出ていないもんですから、要綱の中でもっと詳しく、こういう単位でカード制とかなんか何とか制でやっていますよと。各地区別料金なので、別、単独のものとするとかっていうここまで書いてもらわないと、本当に、どこでどういう試算でお金払うんですかって突き詰められたときに、答えを出せるようなちゃんと体制を取っておいていただきたいと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。では山下委員。

○16番（山下 修君） 小学校の屋外運動場なんですけれども、これやっぱし私どもがソフトとかなんとかで利用するとき、皆さん、その整備っていうのはしっかりやられて帰られる。多分来たときよりも整備されて帰るような状況もあって、要は使用料を取るまでもなくしっかり管理されているということで、これ無料になっているんじゃないのかなって、こういうふうには感じます。ずっと、市外者については……

○16番（山下 修君） 市外については、よその方が使用されるということで、お金を取るっていうのは、これはまた別の話に。このように思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。1点、自分から、各施設によってポイントが、使い方が違うということで一律にしていただければ、ちょっと北小、ちょっと取られていたから内田小にねっていうときになんか同じポイント制度になっていたほうがありがたいかなと。あとほかの施設も、もし夜使う方、やっぱり昼間働いている方は夜っていうと、いろんなところ施設使うかもしれない、何かそら辺の互換性があればいいかなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと今のポイント制というのはちょっとよく分からなかつたんですけど、これは、1時間単位でこう引かれているんです、今まで。30分単位とかつて。

○委員長（西下敦基君） なんか15分単位で。

○5番（奥野寿夫君） 15分単位ですか。

○委員長（西下敦基君） なんか戻ってくるような感じだったんですけど。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） そうすると、この、奥野ですけど、使用料は1時間で設定して、1時間当たりの使用料となっているのは、ちょっと不明瞭なのかなって思いました。

○委員長（西下敦基君） 多分短く使ったら、ばあんって全部取られているよりかは、戻ってきたほうがあがたいことだと思うんですけど、配慮はされているということじゃないですかね。分かりました。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、なければ。奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。一応、今の議論の中で明らかになったと思いますけども、この学校施設の開放ということは、非常に社会教育やスポーツの振興のためにいいことだと思うんですけど、散々聞いたような原価の計算というのがもうないんですね、根拠が。という点では、非常にこれ料金の設定の根拠が乏しいという点では、私は反対かなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見。小林委員。

○14番（小林博文君） 多分、ないわけじゃないと思うんですよ。この中途半端な970円、市外というのが出ているのが、何かしらその設定したときにはあったと思うんですけども、その辺、今回値上げしないので多分資料がないのかもしれない、今手元にはというのも分からないではないんですが、その辺はちょっと、ほかと独自性があるもんですから、やっぱ

ちょっとほかと単独で違うところは確認しておきたいなと思ったので聞いてみましたけど。

それと、市外と市内で料金の、無料というところは市内の小学校あるんだけど、奥野委員には大変申し訳ないですけど、もうちょっとちゃんと料金設定して、前から言っているとおり、無料のところも含めて費用が発生しているんなら、ある程度料金体系を取っていくというところも、僕としてはやったほうが、本当の平等というところに近づくんじゃないかなと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。以上で、それではこれで採決になりますけれど、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） それでは採決に移らせていただきます。

議案第70号 菊川市立学校施設使用条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第70号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては正副委員長に一任願います。

以上で、教育福祉委員会の審査を終了します。

最後に須藤副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（須藤有紀君） 審議のご協力いただきましてありがとうございました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ということで、ちょっと休憩していただいて、こちらの事務作業をしてから本会議になると思います。

○書記（横山君） 互礼をもって終了しますので、ご起立願います。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 午後 2時05分